

藤枝市災害時協力井戸登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時協力井戸の登録の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時協力井戸 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定がされている井戸及び防火井戸（同項の規定による消防水利の指定がされていない井戸であつて、消防の用に供するために設置されているものをいう。）以外の井戸であつて、災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市長の登録を受けたものをいう。
- (2) 水質検査 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める項目のうち、別表に定める水質検査項目について、同法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う検査のことをいう。

(登録の申出)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする者は、災害時協力井戸登録申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申し出るものとする。

- (1) 井戸の写真
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 井戸の所在地の土地を所有又は管理していることが確認できる書類（井戸の所在地が住所と異なる場合に限る。）
- (4) 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸の水質が水質基準（生活用水に使用ができる基準として、水質検査において検査される項目をいう。以下同じ。）に適合していることを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の申出があつたときは、次条に規定する登録要件を審査し、必要に応じて現地調査し、登録を決定した場合は、災害時協力井戸登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、災害時協力井戸登録決定通知書（第2号様式）により登録を受けた申出者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

(登録要件)

第5条 災害時協力井戸の登録要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 藤枝市内に所在する井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できるものであること。
- (3) 所有者等が井戸の所在地等の公表に同意していること。
- (4) 水質基準に適合している井戸であること。

(標識の交付)

第6条 市長は、第4条の登録をしたときは、登録者に災害時協力井戸指定標識（第3号様式。以下「標識」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により標識の交付を受けた登録者は、標識を設置したときは、その様子がわかる写真を市長に提出するものとする。

(登録者の維持管理等)

第7条 登録者は、登録された井戸に係る維持管理として、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 井戸の安全な使用を確保するための水質検査及び修繕等を実施すること。
- (2) 前条の規定により交付を受けた標識を地域の住民が見やすい場所に掲示すること。

(管理報告書の提出)

第8条 毎年度末に、井戸の写真を添付した災害時協力井戸管理報告書（第4号様式）を提出するものとする。

(登録の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。

- (1) 登録者が、災害時協力井戸登録解除申出書（第5号様式）により解除を申し出たとき。
- (2) 第5条第2号、第3号及び第4号の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録者が、第7条各号に掲げる維持管理等を怠ったとき。
- (4) その他市長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（第6号様式）により、登録者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日告示189）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日告示７１）

（施行期日）

１ この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２ この告示施行の際、現に設置されているこの告示による改正前の藤枝市災害時協力井戸登録事業実施要綱第３号様式の規定による災害時協力井戸指定標識は、この告示による改正後の藤枝市災害時協力井戸登録事業実施要綱第３号様式の規定による災害時協力井戸指定標識とみなす。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

電話番号

藤枝市災害時協力井戸登録申出書

私は、所有（管理）する以下の井戸について、災害時に無償で井戸水を提供することに協力します。つきましては、藤枝市災害時協力井戸登録事業実施要綱第 3 条の規定により、災害時協力井戸の登録を申し出ます。

なお、この申出にあたり、災害時協力井戸として登録されていることを示す標識を見やすい場所に掲示し、井戸の所在地を公表することについて同意します。

井戸の状況	所在地	☐ 上記住所に同じ	
	設置位置	☐ 宅地内（ ☐ 屋内 ☐ 屋外） ☐ 田畑 ☐ その他（ ）	
	形態	動力	☐ 掘り抜き井戸（丸井戸） ☐ 打ち抜き井戸（管井戸）
			☐ 手動（ ☐ 手押しポンプ、 ☐ つるべ式）
			☐ 電動（停電時の使用 ☐ 可能 ☐ 不可能
使用状況	☐ 飲料水 ☐ 生活用水（洗濯、掃除、風呂等） ☐ 事業（業務用水） ☐ かんがい用水 ☐ その他（ ）		
水量	☐ 日常の使用では枯れない ☐ 渇水時には枯れる ☐ 不明		

※添付書類

- (1) 井戸の写真
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 土地を所有又は井戸を管理していることがわかる書類（井戸の所在地が住所と異なる場合に限る。）
- (4) 水質基準に適合していることを証明する水質検査結果の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市災害時協力井戸登録決定通知書

年 月 日付けで申出のありました災害時協力井戸の登録について、
次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 災害時協力井戸に登録します。

災害時協力井戸の所在地	
-------------	--

注意事項

- (1) 災害により水道が断水になったときには、市民等へ生活用水の円滑な提供に努めてください。
- (2) 災害時協力井戸の標識は①当該井戸の近く、及び②官地から見やすい場所に掲示してください。



標識の仕様

縦 400mm

横 200mm

材質 アルミ複合板

地色 白色

シンボルマーク・ロゴタイプ使用

ロゴタイプカラー 藤枝ダークグレー DIC582 (C0 M0 Y0 K90 R62 G58 B57) #3e3a39

シンボルカラー 藤枝パープル DIC225 (C82 M95 Y0 K12 R72 G33 B129) #482181

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

氏 名

電話番号

藤枝市災害時協力井戸 管理報告書

【井戸の所在地：藤枝市】

井戸 の 状 況	修繕の必要	☐ なし ☐ あり（ ）
	水量	☐ 日常の使用では枯れない ☐ 渇水時には枯れる ☐ 不明
	水色	☐ 透明 ☐ その他（ ）

添付書類

(1)井戸の写真

【注】写真は重ならないようにのり付けしてください。

（裏面利用可。裏面に貼りきれない場合は、A 4 の紙にのり付けしたものを報告書に
ホッチキス留めしてください。）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

藤枝市災害時協力井戸登録解除申出書

私が所有（管理）し、災害時協力井戸として登録している次の井戸について、藤枝市災害時協力井戸登録事業実施要綱第 9 条第 1 号の規定により、災害時協力井戸の登録を解除することを申し出ます。

井戸の所在地	☐ 上記住所に同じ
井戸の所有者 又は管理者	☐ 上記氏名に同じ

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

藤枝市災害時協力井戸登録解除通知書

あなたが所有（管理）する井戸について、次のとおり災害時協力井戸の登録を解除することを決定しましたので通知します。

登録解除年月日	年 月 日
井戸の所在地	
井戸の所有者 又は管理者	住所
	氏名
登録解除の理由	☐ 年 月 日付で災害時協力井戸登録解除申出書の提出があったため
	☐ 次の理由による

別表（第 2 条関係）

水質検査項目（11 項目）

No.	項 目 名
1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	塩化物イオン
6	有機物（全有機炭素（T O C））
7	p H 値
8	味
9	臭気
1 0	色度
1 1	濁度